

# 道路関係

分類	質問内容	回答
道路関係	第25条第4項及び第32条関係について①この規定を定めた背景を教えてください。②今まで市が作成した道路特定事業との一体化等の調整が必要になるのか。必要であれば、具体的にどのような手続きで行えばいいか。	①市町村による重点整備地区における面的な道路整備を促進するため。 ②新たに道路特定事業として、市町村施行を位置付ける場合には、当該事業を行う区間が既存の道路特定事業を行う区間の場合は、当然に調整が必要となる。手続きについては、本法の手続きによることとなる。
道路関係	既に指定されている特定経路について、1.5mの歩道を整備することは可能か。	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(以下、「道路移動等円滑化基準」という。)の附則第3項を満たせば整備可能です。具体的には、ガイドラインに記載される考え方を参考にしてください。
道路関係	「特定道路」について、大臣指定の運用はどのようになされるのか。また、基本構想の作成や事業実施に対する影響はあるのか。	市町村で作成する「基本構想」に位置づけられた重点整備地区内の生活関連経路について、特定道路の指定することを考えております。また、重点整備地区外についても指定が可能なように考えております。 なお、道路特定事業計画の作成ならびに事業実施については、従前と同様に行うことは可能ですので、滞りなく実施していただきますようお願いいたします。
道路関係	資料中に ※全道路に対し 一般的努力義務 とあるが、特定道路は義務、その他の道路は努力義務と理解してよいか？	特定道路を新設・改築する際には道路移動等円滑化基準に適合することが義務づけられ、それ以外の道路について道路管理者は道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(努力義務)としています。
道路関係	「特定道路」について、政令案に「多数の高齢者、障害者等の移動～」とあるが、多数とはどれほどの人数のことをいうのか？	「多数」について、具体的な人数は定めることはしませんが、周辺の道路交通の状況等との関係で勘案されることとなります。

# 道路関係

分類	質問内容	回答
道路関係	<p>「特定道路」の「多数の高齢者、障害者等」とあるのは、どのような定義で多数とするのでしょうか。一般的な公道は全て多数の市民にオープンにされていると思いますが。また、私道であっても指定されることがあるということでしょうか。その場合、地権者が指定を拒否することは可能でしょうか。</p>	<p>「多数」について、具体的な人数は定めることはしませんが、周辺の道路交通の状況等との関係で勘案されることとなります。 特定道路は、道路法による道路であることも法律上の要件となっており、私道が特定道路となることはありません。</p>
道路関係	<p>全道路に対して一般的努力義務の「一般的」とはどのような意味でしょうか。</p>	<p>法律上の「努力義務」について、簡単に解説するために用いた用語です。</p>
道路関係	<p>1.5mの歩道において車いす使用者のすれ違いスペースとして幅員2m以上の部分を設ける場合には、道路区域外も活用可能なのか。</p>	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第41条に規定される協定が締結されるなど、当該道路区域外のスペースを通行の用に供することが担保されている場合は、活用可能であると考えます。</p>
道路関係	<p>移動等円滑化を優先した場合、道路構造令を満たさなくても問題ないか。</p>	<p>移動等円滑化を優先した場合にも、道路構造令を満たす必要があります。なお、道路移動等円滑化基準と道路構造令は整合を図っています。</p>
道路関係	<p>1.5m歩道と道路構造令との整合は図られるのか。</p>	<p>道路移動等円滑化基準の附則第3項を適用する道路については、道路構造令第38条第2項を適用するものと考えています。</p>
道路関係	<p>道路の区間全体において、歩道幅員が基準に定められる最低値しか確保されていない場合、電柱等の部分占有はできないのか。</p>	<p>電柱等の占有の結果、必要な有効幅員が確保されないのであれば、占有を許可することはできません。</p>

# 道路関係

分類	質問内容	回答
道路関係	自転車歩行者道の最低幅員は何mか。	従前どおり、歩行者の交通量が多い道路にあっては4m、その他の道路にあっては3mです。
道路関係	車両乗り入れ部において、歩道の平坦部分を十分の確保すべきではないか。	道路移動等円滑化基準の第10条において、平坦部分を2m以上確保するよう規定しています。
道路関係	車いす利用者も立体横断施設を利用できるよう配慮していただきたい。	移動円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとされています。ただし、昇降の高さが低い場合その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができます。
道路関係	特定道路におけるバリアフリー整備(1.5m幅員歩道の整備等)も補助対象となるのか。	補助対象となります。